

中国における政府情報公開条例の改正

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主幹 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

目次

はじめに

- I 政府情報公開条例の制定
- II 政府情報公開の現状と課題
 - 1 政府情報の公開実績
 - 2 問題点
- III 政府情報公開に関する基本的な政策方針
 - 1 主要政策文書
 - 2 実施細則等
- IV 政府情報公開条例の改正
 - 1 改正経緯
 - 2 改正条例の構成
 - 3 改正条例の主な内容

おわりに

翻訳：中華人民共和国政府情報公開条例

キーワード：政府情報公開条例、中国、政府情報、行政情報、情報公開、政務公開、自主的公開、開示請求

要 旨

中国では2008年5月1日に政府情報公開条例（全5章38か条）が施行され、それに基づいて政府情報公開制度の整備が進められている。同条例の施行後、政府情報の公開件数が大幅に増加する一方で、現行制度の不備や新たな課題も顕在化してきた。

中国政府は、政府情報公開による行政の透明性向上を腐敗防止の観点からも重視し、関連施策を強化している。そのような中で、政府情報公開制度の一層の強化拡充と実効性向上を目的として、2019年4月3日、政府情報公開条例が改正され、同年5月15日から施行された。

全6章56か条から成る改正条例には、政府情報は「公開を常態、非公開を例外」とすることが明記され、公開主体とその責任の明確化、公開範囲の拡大、開示請求に係る手続規定の詳細化等に関して、新たな規定が多数盛り込まれた。

はじめに

中国において政府情報の公開は、2008年5月1日の政府情報公開条例（全5章38か条）⁽¹⁾の施行を画期とし、それ以降急速に進展してきた。中国政府は、政府情報公開による行政の透明性向上を腐敗防止の観点からも重視し、同条例に基づき関連施策の強化を図っている。その一方で、同条例の施行以来10年の間に、急速な経済発展に伴う社会の構造的変化の中で、政府情報公開に対する国民の要求水準が高まり、制度の不備や新たな課題も顕在化してきている。

そのような中で、2019年4月3日、政府情報公開制度の一層の強化拡充と実効性向上を目的として、政府情報公開条例が改正され、同年5月15日から施行された。改正条例⁽²⁾は全6章56か条から成り、公開範囲の拡大、公開の主体と責任の明確化、手続の詳細化を始めとして、旧条例より規定内容が大幅に拡充された。

本稿では、旧条例施行以降の中国における政府情報公開の進展状況、基本的な政策方針、改正条例の概要等について略述し、改正条例の全文を訳出する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年7月3日である。

(1) 「中华人民共和国政府信息公开条例」（2007.4.5 公布、2008.5.1 施行）中国政府法制信息网 <<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=334343&Query=%E6%94%BF%E5%BA%9C%E4%BF%A1%E6%81%AF%E5%85%AC%E5%BC%80%E6%9D%A1%E4%BE%8B&IsExact=>>「条例」は、中国の法体系において法律より1つ下の行政法規レベルに属し、國務院（中央政府）が憲法及び法律に基づいて制定し、法律の細則等を定めるものである。同条例の制定経緯、概要及び条例全文の日本語訳については、岡村志嘉子・刈田朋子「中国の政府情報公開条例」『外国の立法』No.235、2008.3、pp.146-168。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000280_po_023505.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。

(2) 「中华人民共和国政府信息公开条例」（2019.4.3 改正、2019.5.15 施行）中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/government_public/content/2019-04/15/593_232616.html>

I 政府情報公開条例の制定

中国政府は、2003年春の中国・広東省を発生源とする重症急性呼吸器症候群（SARS）危機において、情報公開の立ち後れが国際的な批判を受けたことなどを契機として、情報公開の拡大とそのため制度整備に向けた取組を加速した。政府情報公開に関する法整備については、地方レベルが先行する中で、国においても行政法規⁽³⁾レベルの立法として、2007年4月5日に政府情報公開条例が公布され、2008年5月1日から施行された。

同条例は、第1章：総則、第2章：公開の範囲、第3章：公開の方法及び手続、第4章：監督及び保障、第5章：附則の全5章38か条から成る。立法目的は、法に基づく政府情報の取得の保障、政府の活動の透明性向上、法に基づく行政の推進、政府情報関連のサービス向上等である。政府情報の定義については、行政機関が職責履行の過程において作成又は取得し、一定の形式で記録・保存する情報と規定している。

政府情報の公開範囲に関しては、各級行政機関が自主的⁽⁴⁾に公開すべき政府情報を具体的に列挙するとともに、個人や団体がその生産活動、生活、研究等に必要な政府情報の開示請求を行うことができることも規定している。また、行政機関は、政府情報を速やかに、かつ正確に公開しなければならないとし、行政機関に対し情報公開業務に係る年度報告の公表を義務付けている。政府情報公開に係る業務実施状況に問題がある場合の通報制度、不服申立て等についても定めている。

そのほか、教育、医療衛生、計画出産、水・電気・ガス・熱供給、環境保護、公共交通等、公衆の利益と密接に関わる事業を行う公共企業・事業体についても、行政機関に準じた情報公開を行うことが定められている。

II 政府情報公開の現状と課題

1 政府情報の公開実績

2008年5月1日の政府情報公開条例の施行以来、政府情報の公開件数は年々増加している。国及び省級⁽⁵⁾地方政府（省、自治区、直轄市）における2008年から2018年まで11年間の累計は、自主的公開の件数が約5億3千万件、開示請求の受理件数が約380万件に達している⁽⁶⁾。その内訳は次頁の表1のとおりである。また、この期間を前半（2008～2012年）と後半（2013～2018年）に分けて比較すると、いずれも後半の期間の件数の増加が著しい。

(3) 前掲注(1)参照。

(4) 本稿において「自主的」という語は、翻訳も含め全て、中国語原文「主动」に対応する訳語として用いている。なお、岡村・刈田「中国の政府情報公開条例」（前掲注(1)参照）においては、これに関して全て「自発的」という語を用いている。

(5) 中国の地方行政区画は、省級（省、自治区、直轄市）、地区級（地区級市、自治州等）、県級（市管轄区、県、自治県、県級市等）、郷級（鎮、郷、街道等）の4階層から成る（「自治」が付されるのは少数民族地域）。

(6) 以下、この節における統計数字は、中央政府機関及び省級地方政府が公表した政府情報公開業務年度報告に基づいて算出したものである。「公开 从约束渐成习惯 政府信息公开条例实施11年, 新修订条例将公布」『人民日报』2019.4.12.

表1 中国における政府情報公開の概況

(単位 千件)

	自主的公開件数			開示請求受理件数		
	中央政府機関	省級地方政府	計	中央政府機関	省級地方政府	計
2008～2012年	5,804	124,522	130,326	46	1,190	1,236
2013～2018年	15,524	379,823	395,347	333	2,205	2,538
合計	21,328	504,345	525,673	379	3,395	3,774

(出典)「公开 从约束渐成习惯 政府信息公开条例实施11年, 新修订条例将公布」『人民日报』2019.4.12 を基に筆者作成。

2 問題点

上述のように、政府情報公開条例の施行を契機として、中国における政府情報公開は大きく進展した。公衆の政府情報へのアクセス保障、行政の透明性向上等の実現に向けた制度整備を行うための法的根拠として、同条例は重要な役割を果たしてきた。しかし、条例施行後、経済発展の加速、生活水準の向上、情報化の急速な進展等、中国社会の構造的変化に伴い、条例の実施に当たって様々な問題点も指摘されるようになった。その主なものは、次の3点である。

- ①公衆の権利意識が高まり、政策決定への参加意欲も増す中で、政府情報公開の範囲や内容に対する要求が高度化し、行政機関側がそれらの要求に十分対応できていない。
- ②大量の情報開示請求を繰り返し行う、オーダーメイドの政府情報の作成提供を求める等の開示請求者の過度な要求により、正常な業務遂行に支障を来す場合がある。
- ③条例の制定当時、中国の政府情報公開は試行段階にあったため、原則的な制度規定のみとなっている部分が多く、実際の業務遂行に当たって異論が出やすい⁽⁷⁾。

Ⅲ 政府情報公開に関する基本的な政策方針

1 主要政策文書

中国において政府情報公開は、政務公開の構成要素と位置付けられている。政務公開について中国の現行法令等に明確な定義は見当たらないが、全ての公権力行使及びその関連情報を公開することと一般に解釈されている。政務公開の推進と人民による監督の強化は、1980年代以来、中国政府にとっての重要課題の1つとされてきた⁽⁸⁾。

政府情報公開条例の施行後、中国政府は、政府情報の公開を含め、政務公開を推進するための取組を一層強化した。政府情報公開の推進についての基本的な政策方針は、中国政府の重要政策文書において明確に示されている。その主なものは次頁の表2のとおりである。

2011年6月に出された「政務公開の深化及び政務サービスの強化に関する意見」⁽⁹⁾では、「政府情報公開条例の実施強化」という項目が掲げられ、具体的な公開対象を列挙して、各級行政機関に対し政府情報公開条例の厳格な執行を求めている。

(7) 「坚持“公开为常态、不公开为例外”——司法部负责人就政府信息公开条例修订答记者问」2019.4.15. 中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2019-04/15/content_5383135.htm>

(8) 「论政务公开原则」『人民日报』1986.12.5; 蔡运国「试论健全我国的民主监督制度」『理论月刊』1988年6期, pp.27-31; 姜明安「论政务公开」『湖南社会科学』2016年2期, pp.45-50 を参照。

(9) 「中共中央办公厅国务院办公厅印发《关于深化政务公开加强政务服务的意见》的通知」2011.6.8. 中国政府网 <http://www.gov.cn/govweb/gongbao/content/2011/content_1927031.htm>

表2 政府情報公開に関する中国の主要政策文書

政策文書名 (公布日／作成主体)	内 容
政務公開の深化及び 政務サービスの強化 に関する意見 (2011年6月8日／中 国共産党中央弁公庁・ 國務院弁公庁通知)	(政府情報公開条例の実施強化) ・各級行政機関は、政府情報公開条例を厳格に実施し、財政予算・決算、重要建設プロジェクトの承認・実施、社会公益事業整備等の分野の政府情報を自主的に、速やかに、かつ、正確に公開しなければならない。 ・各級政府財政総予算・総決算、部門予算・決算、及び政府系基金・国有資本経営等の予算・決算は、全て社会に公開しなければならない。 ・公開の内容は詳細かつ全面的なものとし、段階的に「項」レベルの事項まで詳細化しなければならない。 ・各部門は、出国、出張、公務接待、公用車、会議等の経費支出を段階的に公開しなければならない。 ・重大突発事件及び公衆の関心が集中する問題に係る情報公開に十分留意し、事件の経緯、行政の対応、公衆の予防警戒措置及び調査・処理結果について客観的に公表し、社会的関心に速やかに対応し、正しい方向へ世論を誘導する。 ・政府情報に係る開示請求、守秘審査、監督・保障等の措置を一層整備し、政府情報公開関連の告発、不服申立て、行政訴訟等に誠実に対応する。 ・情報公開と秘密保持の関係を適切に処理し、法により秘密保持すべきものについては、秘密保持を適切に行わなければならない。
法に基づく国家統治 の全面的推進に係る 若干の重大問題に関 する決定 (2014年10月23日／ 中国共産党第18期中 央委員会第4回会議 で採択)	(政務公開の全面的推進) ・公開を常態、非公開を例外とする原則を堅持し、政策決定の公開、執行の公開、管理の公開、サービスの公開、結果の公開を推進する。 ・各級政府及びその業務部門は、権限リストに基づき、社会に対し、政府機能、法的根拠、実施主体、職責・権限、管理手続、監督方法等の事項を全面的に公開する。 ・財政予算、公共資源配置、重要建設プロジェクトの承認・実施、社会公益事業整備等の分野の政府情報公開を重点的に推進する。 ・公民、法人又はその他の組織*の権利義務に関する規範文書は、政府情報公開の要求及び手続に従って公開する。 ・行政法執行公示制度を推進する。 ・政務公開の情報化を推進し、インターネット上の政務情報データサービスプラットフォーム及び市民サービスプラットフォームの整備を強化する。
政務公開の全面的推 進に関する意見 (2016年2月17日／ 中国共産党中央弁公 庁・國務院弁公庁通知)	(制度規範の整備) ・政務公開制度を構築・整備し、政務公開の実践の成果を制度規範に高めることを重視し、実態に合わない規定は速やかに見直す。 ・政府情報公開条例を改正し、自主的公開、開示請求による公開等の規定を整備する。 ・公開により法に基づく行政を促進するメカニズムを構築し、行政行為の規範不足等について関係部門による問題解決を促進する。 ・政務公開の内容、手続、プラットフォーム、期限等の関係基準を構築・整備する。 ・政務サービスセンターの標準化を推進し、名称・標識、担当部門、事務事項、管理サービス等を統一する。 ・政府サイト整備の手引を制定し、機能レベル、搭載項目、内容等の要求基準を明確にする。

* 「その他の組織」とは、法人格を有しないが、法に基づき自己の名義によって民事活動を行うことができる組織をいう。

(出典) 「中共中央办公厅国务院办公厅印发《关于深化政务公开加强政务服务的意见》的通知」2011.6.8. 中国政府网 <http://www.gov.cn/govweb/gongbao/content/2011/content_1927031.htm>; 「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」(2014年10月23日中国共产党第十八届中央委员会第四次全体会议通过) 同 <http://www.gov.cn/zhengce/2014-10/28/content_2771946.htm>; 「中共中央办公厅国务院办公厅印发《关于全面推进政务公开工作的意见》」2016.2.17. 同 <http://www.gov.cn/xinwen/2016-02/17/content_5042791.htm> を基に筆者作成。

「法に基づく国家統治」の推進を掲げる習近平政権期(2013年～)に入ると、政府情報公開推進の取組は一層加速し、政策方針もより包括的な内容となった。2014年10月、習政権の「法に基づく国家統治」の基本指針として、共産党第18期中央委員会第4回会議において採択さ

れた「法に基づく国家統治の全面的推進に係る若干の重大問題に関する決定」⁽¹⁰⁾(以下「決定」という。)では、「政務公開の全面的推進」が明記され、「公開が常態、非公開は例外」の原則、政府情報公開推進の重点分野等が盛り込まれた。2016年2月には、「政務公開の全面的推進」に係る政策方針を更に詳細化した「政務公開の全面的推進に関する意見」⁽¹¹⁾が出され、政府情報公開条例の改正を含めた制度整備を行うことが明記された。

2 実施細則等

上記政策方針の策定後、その実施細則も定められている。

2016年11月には「政務公開の全面的推進に関する意見」実施細則⁽¹²⁾が定められた。同実施細則には、2014年10月の「決定」で定められた、公開を推進すべき5つの内容（政策決定、執行、管理、サービス、結果）について、2018年末までに分野ごとの自主的公開事項のリストを完成させることなどが盛り込まれている。

また、「決定」で指定された政府情報公開の重点推進分野に関して、個別分野ごとの実施細則として、2017年12月に「重要建設プロジェクトの承認・実施分野の政府情報公開推進に関する意見」⁽¹³⁾、「公共資源配置分野の政府情報公開推進に関する意見」⁽¹⁴⁾が、2018年2月に「社会公益事業整備分野の政府情報公開推進に関する意見」⁽¹⁵⁾が出されている。

IV 政府情報公開条例の改正

1 改正経緯

上述のように、2008年の政府情報公開条例の施行後、政府情報の公開が進展する一方で、条例の規定の不備も顕在化してきたため、主要政策文書で示された方針に基づいて、条例改正に向けた検討が開始された。「政務公開の深化及び政務サービスの強化に関する意見」(2011年6月)を受けて、一部地域では政府情報公開業務の強化改善措置が試行され、その結果を参考にしながら条例の規定内容の見直し作業が進められた。検討作業が続く中で、「政務公開の全面的推進に関する意見」(2016年2月)には、条例改正が政策方針として明記された⁽¹⁶⁾。

2017年6月6日、国务院弁公庁及び同法制弁公室の起草による「政府情報公開条例（改正案意見公募稿）」が公表され、1か月間の意見公募に付された⁽¹⁷⁾。この改正案は、章が1章増えて全6章、条数は16か条増えて全54か条となっている。主な改正内容としては、公開を常

(10) 「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」(2014年10月23日中国共产党第十八届中央委员会第四次全体会议通过) 同上 <http://www.gov.cn/zhengce/2014-10/28/content_2771946.htm>

(11) 「中共中央办公厅国务院办公厅印发《关于全面推进政务公开工作的意见》」2016.2.17. 同上 <http://www.gov.cn/xinwen/2016-02/17/content_5042791.htm>

(12) 「国务院办公厅印发《关于全面推进政务公开工作的意见》实施细则的通知」(国办发〔2016〕80号) 同上 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-11/15/content_5132852.htm>

(13) 「国务院办公厅关于推进重大建设项目批准和实施领域政府信息公开的意见」(国办发〔2017〕94号) 同上 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/15/content_5247349.htm>

(14) 「国务院办公厅关于推进公共资源配置领域政府信息公开的意见」(国办发〔2017〕97号) 同上 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/28/content_5251177.htm>

(15) 「国务院办公厅关于推进社会公益事业建设领域政府信息公开的意见」(国办发〔2018〕10号) 同上 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-02/26/content_5268879.htm>

(16) 「第六章 深入推进政务公开」魏礼群主编『建设服务型政府：中国行政体制改革40年』广东经济出版社，2017，pp.137-161を参照。

(17) 「《中华人民共和国政府信息公开条例（修订草案征求意见稿）》征求意见」2017.6.6. 中国政府网 <http://www.gov.cn/xinwen/2017-06/06/content_5200287.htm>

態とする原則の明文化、自主的公開の範囲拡大、情報公開の義務を負う主体の明確化、開示請求による公開の手續に関する規定の詳細化等が挙げられる⁽¹⁸⁾。

その後、意見公募の結果を踏まえた修正等を含め、規定内容全体について再検討が行われた条例改正案は、条数が更に2か条増えて、最終的に全6章56か条となった。国务院の了承を経て、改正条例は、2019年4月3日、国务院令第711号として公布され、同年5月15日から施行された。

改正条例の公布に当たり、司法省は、今回の条例改正においては、自主的公開の大幅拡大、公開の主体の明確化、各関係者の権利利益の均衡、制度の実効性及び利便性の向上等を重視し、外国の法制度等も参照しながら検討を進めたと説明している⁽¹⁹⁾。

2 改正条例の構成

改正後の政府情報公開条例の章構成は、次のとおりである。

第1章：総則（第1条～第9条）、第2章：公開の主体及び範囲（第10条～第18条）、第3章：自主的公開（第19条～第26条）、第4章：開示請求による公開（第27条～第45条）、第5章：監督及び保障（第46条～第53条）、第6章：附則（第54条～第56条）。

章構成を旧条例と比較すると、表3のとおり、条数の増加以外に変更点が2つある。1つは、第2章の章名に「公開の主体」が明記されたことであり、もう1つは、改正条例では、「自主的公開」と「開示請求による公開」がそれぞれ独立した章となり、規定が詳細化されたことである。

表3 中華人民共和国政府情報公開条例の構成（新旧比較）

旧条例 (2007年4月5日公布、2008年5月1日施行)			改正条例 (2019年4月3日公布、2019年5月15日施行)		
第1章	総則	第1条～第8条	第1章	総則	第1条～第9条
第2章	公開の範囲	第9条～第14条	第2章	公開の主体及び範囲	第10条～第18条
第3章	公開の方法及び手續	第15条～第28条	第3章	自主的公開	第19条～第26条
			第4章	開示請求による公開	第27条～第45条
第4章	監督及び保障	第29条～第35条	第5章	監督及び保障	第46条～第53条
第5章	附則	第36条～第38条	第6章	附則	第54条～第56条

(出典) 筆者作成。

3 改正条例の主な内容

改正条例には、第Ⅲ章で紹介した政策方針が反映されている。主な規定内容は、次のとおりである。

(1) 立法目的と基本原則

立法目的として、①政府情報の取得の保障、②政府の業務の透明性向上、③法治政府の建設、

(18) 「国务院法制办就修改政府信息公开条例征求意见」2017.6.6. 中国政府法制信息网 <http://www.moj.gov.cn/Department/content/2017-06/06/600_1113613.html>; 「政府信息公开条例开始修订, 公开范围进一步放宽」2017.6.6. 新华网 <http://www.xinhuanet.com/2017-06/06/c_1121098161.htm>

(19) 前掲注(7)参照。

④生産、生活及び経済社会活動に対する政府情報のサービス機能の強化を掲げる（第1条）。

政府情報とは、行政機関が行政管理機能を遂行する過程で作成又は取得し、一定の形式により記録・保存する情報をいう（第2条）。

政府情報の公開は、「公開を常態、非公開を例外」とし、公正、公平、合法、利便性の原則を遵守する（第5条）。

行政機関は、速やかに、かつ、正確に政府情報を公開しなければならない（第6条）、各級人民政府は、インターネット上での政府情報公開に係る業務サービスを強化しなければならない（第8条）。

（2）公開の主体と主管官庁

政府情報を作成又は取得した行政機関が当該政府情報の公開に責任を負う（第10条）。

政府情報公開の主管官庁は、国レベルでは国务院弁公庁、地方レベルでは県級以上の地方各級人民政府弁公庁（室）とし、それぞれ各レベルの政府情報公開業務の推進、指導、調整及び監督に責任を負う（第3条）。

（3）非公開とする政府情報

国家機密、公開禁止を法で定めるもの、公開により国・公共・経済の安全や社会の安定を危うくするおそれがあるものは公開せず（第14条）、営業秘密や個人のプライバシーに関する政府情報は、公共の利益に重大な影響がある場合を除き、当事者の同意なく公開することを禁ずる（第15条）。また、行政機関の部内事務情報（人事管理、業務手順等）、業務の途中経過情報等は、公開しなくてもよい（第16条）。それ以外の政府情報は、全て公開が義務付けられている（第13条）。

（4）自主的公開

①公衆の利益の調整に関係する、②公衆が広く知る必要がある、③公衆が決定に参加する必要がある、のいずれかに該当する政府情報は、自主的に公開しなければならない（第19条）。自主的公開の対象となる具体的な項目も条文に明記され（第20条、第21条）、作成又は更新の日から20開庁日以内に公開することが義務付けられている（第26条）。

（5）開示請求による公開

政府情報の開示請求は、旧条例では、「自己の生産、生活又は研究に特別な必要」がある場合にのみ可能とされていたが、改正条例ではそのような制限は撤廃された。改正条例は、開示請求の制度整備、請求手続、受理・処理方法等について、19か条にわたって詳細な規定を設けている。

行政機関は、開示請求を受けたとき、その場で回答できるものはその場で回答し、それ以外は請求を受けた日から20開庁日以内（期限延長は最長で20開庁日まで）に回答しなければならない（第33条）。

なお、開示請求の数量や頻度が明らかに合理的な範囲を超え、かつ、請求理由が合理的でないと行政機関が判断したとき、その開示請求の処理を行わないことも定められた（第35条）。

（6）政府情報公開業務年度報告

県級以上の人民政府各部門の行政機関は、毎年1月31日までに前年度の政府情報公開業務年度報告を当該級の政府情報公開業務主管官庁に提出し、同主管官庁は、毎年3月31日までに当該級政府の前年度の政府情報公開業務年度報告を公表しなければならない（第49条）。

おわりに

政府情報公開条例の改正から間もない2019年4月17日、政務公開の推進に関して2019年に重点的に取り組むべき項目を示した「2019年政務公開業務要点」⁽²⁰⁾が、国務院弁公庁から中央省庁及び省級地方政府に対して通知された。その中では、「政策決定及び法執行における情報公開の一層の推進」が重点項目の1つとされ、情報公開の重点分野としては、①金融リスク予防、貧困脱却、公害防止⁽²¹⁾、②行政簡素化と権限委譲、監督管理の強化、サービスの最適化⁽²²⁾に係る改革、③就業、教育、医療、土地収用、年金、公共文化等の重要な民生分野、④財政情報の4つが具体的に示された。担当職員研修の強化を始めとして、改正条例の円滑な実施のための措置等も盛り込まれている。

政府情報公開条例の改正により、中国の政府情報公開制度はまた一歩前進したと言える。ただ、法整備の面では、政府情報公開について規定する単独の法律の制定は、まだ立法計画において明らかにされていない⁽²³⁾。行政法規から法律への立法レベルの引き上げは、今後の課題として残っている。

(おかむら しがこ)

(20) 「国务院办公厅关于印发2019年政务公开工作要点的通知」(国办发〔2019〕14号)中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-04/29/content_5387400.htm>

(21) この3項目は、習政権が「三大攻略戦」(中国語では「三大攻坚战」)と呼び、最重要課題とするものである。

(22) この3項目は、中国において「放管服」と総称される、改革の重要課題である。

(23) 公文書の管理、利用、公開等については、公文書法(中国語題名「中华人民共和国档案法」<<http://search.chinalaw.gov.cn/law/searchTitleDetail?LawID=394885&Query=%E6%A1%A3%E6%A1%88&IsExact=>>>)が制定されている。

中華人民共和国政府情報公開条例

中华人民共和国政府信息公开条例

(2007年4月5日中華人民共和国國務院令第492号により公布、2019年4月3日中華人民共和国國務院令第711号により改正、2019年5月15日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主幹 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第9条）
- 第2章 公開の主体及び範囲（第10条～第18条）
- 第3章 自主的公開（第19条～第26条）
- 第4章 開示請求による公開（第27条～第45条）
- 第5章 監督及び保障（第46条～第53条）
- 第6章 附則（第54条～第56条）

第1章 総則

第1条

公民⁽¹⁾、法人及びその他の組織⁽²⁾が法に基づいて政府情報を取得することを保障し、政府の業務の透明性を高め、法治政府を建設し、人民大衆の生産、生活及び経済社会活動に対する政府情報のサービス機能を十分に発揮させるため、この条例を制定する。

第2条

この条例において政府情報とは、行政機関が行政管理機能を遂行する過程において作成し又は取得して、一定の形式により記録及び保存を行う情報をいう。

第3条

各級人民政府は、政府情報公開業務に対する取組及び指導を強化しなければならない。

國務院弁公庁は、全国の政府情報公開業務の主管部門であり、全国の政府情報公開業務の推進、指導、調整及び監督に責任を負う。

県級⁽³⁾以上の地方人民政府弁公庁（室）は、当該行政区域の政府情報公開業務の主管部門であり、当該行政区域の政府情報公開業務の推進、指導、調整及び監督に責任を負う。

上級機関による直接指導が行われる部門⁽⁴⁾の弁公庁（室）は、当該系統の政府情報公開業

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年7月3日である。

(1) 中国語原文は「公民」。中国語の「公民」は通常 citizen と英訳される。この翻訳では「公民」とした。

(2) 「その他の組織」とは、法人格を有しないが、法に基づき自己の名義によって民事活動を行うことができる組織をいう。

(3) 中国の地方行政区画は、省級（省、自治区、直轄市）、地区級（地区級市、自治州等）、県級（市管轄区、県、自治県、県級市等）、郷級（鎮、郷、街道等）の4階層から成る（「自治」が付されるのは少数民族地域）。

(4) 「上級機関による直接指導」の中国語原文は「垂直领导」。具体的には、税関、金融、税務等の部門を指す。

務を主管する。

第4条

各級人民政府及び県級以上の人民政府の部門は、当該行政機関の政府情報公開制度を構築・整備し、あわせて、当該行政機関の政府情報公開に係る日常業務に責任を負う組織（以下「政府情報公開業務担当組織」という。）を指定しなければならない。

政府情報公開業務担当組織の具体的な機能は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該行政機関の政府情報公開に関する事務を行うこと。
- (2) 当該行政機関が公開する政府情報を維持し、及び更新すること。
- (3) 当該行政機関の政府情報公開手引、政府情報公開目録及び政府情報公開業務年度報告を作成すること。
- (4) 公開を予定する政府情報に対する審査を行うこと。
- (5) その他当該行政機関が定める政府情報公開に関する機能

第5条

行政機関が政府情報を公開するときは、公開を常態、非公開を例外とすることを堅持し、公正、公平、合法及び利便性の原則に従わなければならない。

第6条

行政機関は、速やかに、かつ、正確に政府情報を公開しなければならない。

行政機関は、社会の安定に影響を及ぼし、若しくは影響を及ぼすおそれがあり、又は社会及び経済の管理秩序を乱す虚偽若しくは不完全な情報を知ったときは、正確な政府情報を公表し、事実を明らかにしなければならない。

第7条

各級人民政府は、政府情報公開業務を積極的に推進し、政府情報公開の内容を段階的に増加させなければならない。

第8条

各級人民政府は、政府情報資源の規範化、標準化及び情報化に係る管理を強化し、インターネット上の政府情報公開プラットフォームの整備を強化し、政府情報公開プラットフォームと政務サービスプラットフォームの融合を推進し、政府情報公開のオンライン処理水準を向上させなければならない。

第9条

公民、法人及びその他の組織は、行政機関の政府情報公開業務に対し監督を行い、かつ、批判及び提案を行う権利を有する。

第2章 公開の主体及び範囲

第10条

行政機関が作成した政府情報は、当該政府情報を作成した行政機関が公開に責任を負う。行政機関が公民、法人及びその他の組織から取得した政府情報は、当該政府情報を保存する行政機関が公開に責任を負い、行政機関が取得した他の行政機関の政府情報は、当該政府情報を作成し又は最初に取得した行政機関が公開に責任を負う。政府情報公開の権限について法令が別に定めるときは、その定めに従う。

行政機関が設置した派出機構⁽⁵⁾及び内部機構⁽⁶⁾であって、法令に基づき対外的に自己名義により行政管理機能を遂行するものは、当該派出機構及び内部機構がその遂行する行政管理機能に関する政府情報公開業務に責任を負うことができる。

2以上の行政機関が共同で作成した政府情報は、作成を主導した行政機関が公開に責任を負う。

第11条

行政機関は、政府情報公開に係る協力体制を構築・整備しなければならない。行政機関が他の機関と関係する政府情報を公開するときは、関係機関と協議及び確認を行い、行政機関が公開する政府情報が正確であり、かつ、一致していることを保証しなければならない。

行政機関が政府情報を公開する場合であって、法律、行政法規及び国の関係規定に基づき承認が必要であるときは、承認を得た後に公開する。

第12条

行政機関が作成し、公表した政府情報公開手引及び政府情報公開目録は、速やかに更新しなければならない。

政府情報公開手引は、政府情報の分類、排列体系、取得方法及び政府情報公開業務担当組織の名称、所在地、開庁時間、連絡先電話番号、ファクシミリ番号、インターネットでの連絡方法等の内容を含むものとする。

政府情報公開目録は、政府情報の索引、名称、概要、作成期日等の内容を含むものとする。

第13条

この条例第14条、第15条及び第16条に定める政府情報を除き、政府情報は公開しなければならない。

行政機関が政府情報を公開するときは、自主的公開及び開示請求による公開の方法を用いる。

第14条

国家機密であることを法で定める政府情報、法律及び行政法規が公開を禁ずる政府情報、並びに公開後、国の安全、公共の安全、経済の安全及び社会の安定を危うくするおそれがある政府情報は、公開しない。

第15条

営業秘密又は個人のプライバシーに関係し、公開することが第三者の合法的権利利益に損害を与えるおそれがある政府情報については、行政機関は、これを公開してはならない。ただし、第三者が公開に同意し、又は、公開しないことが公共の利益に重大な影響を与えると行政機関がみなしたときは、公開する。

第16条

行政機関の部内事務情報は、人事管理、後方支援業務管理、部内業務手順等の情報を含め、公開しないことができる。

行政機関が行政管理機能を遂行する過程で作成した討論記録、草稿、協議書簡、指示報告等の途中経過情報及び行政法執行記録の情報は、公開しないことができる。法令及び規則が当該情報を公開すべきものと定めるときは、その定めに従う。

(5) 中国語原文は「派出机构」。出先機関等を指す。

(6) 中国語原文は「内设机构」。

第 17 条

行政機関は、政府情報公開に係る審査体制を構築・整備し、審査の手續及び責任を明確にしなければならない。

行政機関は、「中華人民共和国国家秘密保護法」⁽⁷⁾並びにその他の法令及び国の関係規定に基づき、公開を予定する政府情報に対し審査を行わなければならない。

行政機関が政府情報の公開の可否を決定することができないときは、法令及び国の関係規定に基づき、関係主管部門又は秘密保護行政管理部門に報告し、決定しなければならない。

第 18 条

行政機関は、政府情報動態管理調整メカニズム⁽⁸⁾を構築・整備し、当該行政機関において公開していない政府情報について定期的に評価及び審査を行わなければならない。情勢の変化により公開可能となった政府情報は、これを公開しなければならない。

第 3 章 自主的公開

第 19 条

公衆の利益の調整に関係し、公衆が広く知る必要があり、又は公衆が決定に参加する必要がある政府情報については、行政機関は、これを自主的に公開しなければならない。

第 20 条

行政機関は、この条例第 19 条で定めるところにより、当該行政機関における次の各号に掲げる政府情報を自主的に公開しなければならない。

- (1) 行政法規、規則及び規範文書⁽⁹⁾
- (2) 機関の機能、機構設置、所在地、開庁時間、連絡先、責任者氏名
- (3) 国民経済社会発展計画、特定事業計画、地域計画及び関連政策
- (4) 国民経済社会発展統計情報
- (5) 行政許可及びその他の対外管理サービス事項の実施に係る根拠、条件、手續及び処理結果
- (6) 行政処罰及び行政強制⁽¹⁰⁾の実施に係る根拠、条件、手續及び当該行政機関が一定の社会的影響を有するとみなした行政処罰決定
- (7) 財政予算及び決算の情報
- (8) 有料行政サービス事業項目⁽¹¹⁾並びにその根拠及び基準
- (9) 政府集中調達項目の目録、基準及び実施状況
- (10) 重要建設プロジェクトの承認・実施状況
- (11) 貧困救済、教育、医療、社会保障、就業促進等の分野の政策、措置及び実施状況
- (12) 突発性公共事件⁽¹²⁾の緊急対応マニュアル、早期警戒情報及び対応状況

(7) 「中华人民共和国保守国家秘密法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/Department/content/2010-04/30/592_201224.html>

(8) 中国語原文は「政府信息管理动态调整机制」。

(9) 中国語原文は「规范性文件」。

(10) 行政強制法（中国語題名「中华人民共和国行政强制法」）で定める行政強制措置及び行政強制執行をいう。

(11) 中国語原文は「行政事业性收费项目」。

(12) 中国語原文は「突发公共事件」。

- (13) 環境保護、公衆衛生、安全生産、食品・医薬品及び製品品質の監督・検査状況
- (14) 公務員採用試験における職位、定員、応募条件等の事項及び採用結果
- (15) その他法令及び国の関係規定において自主的に公開すべきものとされた政府情報

第 21 条

この条例第 20 条で定める政府情報のほか、区設市⁽¹³⁾級及び県級の人民政府並びにその部門は、当該地方の具体的な状況に応じて、市政建設、公共サービス、公益事業、土地収用、家屋収用、治安管理、社会支援等の分野に関する政府情報も自主的に公開しなければならない。郷（鎮）⁽¹⁴⁾人民政府は、当該地方の具体的な状況に応じて、農業・農村政策の定着、農地水利事業の整備運営、農村土地請負経営権の移転、宅地使用状況の審査、土地収用、家屋収用、農民の自主的事業、社会支援等の分野の政府情報も自主的に公開しなければならない。

第 22 条

行政機関は、この条例第 20 条及び第 21 条で定めるところにより、自主的に公開する政府情報の具体的内容を決定し、かつ、上級行政機関の計画に従い、自主的公開の内容を常に増加させていかななければならない。

第 23 条

行政機関は、政府情報の公表体制を構築・整備し、自主的に公開する政府情報を政府公報、政府ウェブサイト又はその他のオンライン政務メディア、記者発表、新聞雑誌、ラジオ、テレビ等を通じて公開しなければならない。

第 24 条

各級人民政府は、政府ポータルサイトによる政府情報公開の業務を強化し、統一の政府情報公開プラットフォームを利用して、自主的に公開する政府情報を集中的に公表しなければならない。政府情報公開プラットフォームは、情報検索、閲覧、ダウンロード等の機能を備えたものでなければならない。

第 25 条

各級人民政府は、公文書館、公共図書館及び政務サービス地点に政府情報閲覧地点を設置し、かつ、相応の施設及び設備を配備し、公民、法人及びその他の組織が政府情報を取得するために便宜を提供しなければならない。

行政機関は、必要に応じて公共閲覧室、資料配布所、情報告知板、電子情報ディスプレイ等の場所及び施設を設置し、政府情報を公開することができる。

行政機関は、自主的に公開した政府情報を速やかに公文書館及び公共図書館に提供しなければならない。

第 26 条

自主的公開範囲に属する政府情報は、当該政府情報が作成され又は変更された日から 20 開庁日以内に速やかに公開しなければならない。政府情報公開の期限について法令が別に定めるときは、その定めに従う。

(13) 中国語原文は「设区的市」。市の下に区が設置されている比較的規模の大きい市。

(14) 前掲注(3)参照。

第4章 開示請求による公開

第27条

行政機関が自主的に公開する政府情報のほか、公民、法人又はその他の組織は、地方各級人民政府及び対外的に自己名義で行政管理機能を遂行する県級以上の人民政府の部門（この条例第10条第2項で定める派出機構及び内部機構を含む。）に対し、関係政府情報の取得を請求することができる。

第28条

この条例第27条で定める行政機関は、政府情報開示請求の経路を構築・整備し、請求者が法に基づいて政府情報の取得を請求するに当たり便宜を提供しなければならない。

第29条

公民、法人又はその他の組織による政府情報の取得請求は、行政機関の政府情報公開業務担当組織に対して提出し、かつ、書簡及び電子データを含む書面の形によらなければならない。書面の形によることが確実に困難であるときは、請求者は、請求を口頭で提出することができ、当該請求を受理した政府情報公開業務担当組織が政府情報開示請求の記入を代行するものとする。

政府情報開示請求は、次の各号に掲げる内容を含まなければならない。

- (1) 請求者の氏名又は名称、身分証明及び連絡先
- (2) 開示請求する政府情報の名称、文書番号又は行政機関が検索するのに便利なその他の特徴的内容
- (3) 開示請求する政府情報の、取得の方法及び経路を含む形式に関する要求

第30条

政府情報開示請求の内容が不明確であるときは、行政機関は、指導及び説明を行い、かつ、請求を接受した日から7開庁日以内に請求者に対し補正するよう告知し、補正が必要な事項及び合理的な補正期限を説明しなければならない。回答期限は、行政機関が補正された請求を接受した日から起算する。請求者が正当な理由なく期限までに補正を行わなかったときは、請求を放棄したものとみなし、行政機関は、当該政府情報開示請求の処理を行わない。

第31条

行政機関が政府情報開示請求を接受した日時は、次の各号に掲げる定めにより決定する。

- (1) 請求者が対面で政府情報開示請求を手交したときは、手交日を請求接受日とする。
- (2) 請求者が郵送により政府情報開示請求を提出したときは、行政機関が受領署名を行った日を請求接受日とする。普通郵便等受領署名を要しない郵送方法で政府情報開示請求が提出されたときは、政府情報公開業務担当組織は、請求を接受した当日に請求者に確認し、当該確認日を請求接受日とする。
- (3) 請求者がインターネット又は政府情報公開業務担当組織のファクシミリにより政府情報開示請求を提出したときは、双方が確認した日を請求接受日とする。

第32条

開示請求による政府情報の公開が第三者の合法的権利利益を損なうおそれがあるときは、行政機関は、書面により第三者の意見を求めなければならない。第三者は、意見を求める書面を接受した日から15営業日以内に意見を提出しなければならない。第三者が期限までに

意見を提出しなかったときは、行政機関がこの条例の定めるところにより開示の可否を決定する。第三者が開示に同意せず、かつ、合理的な理由があるときは、行政機関は、これを開示しない。行政機関は、開示しないことが公共の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、その開示を決定することができ、かつ、開示を決定した政府情報の内容及び理由を書面で第三者に告知するものとする。

第 33 条

行政機関は、政府情報開示請求を接受した場合、その場で回答できるときは、その場で回答しなければならない。

行政機関は、その場で回答できなかった場合、請求を接受した日から 20 開庁日以内に回答しなければならない。回答期限の延長を要するときは、政府情報公開業務担当組織の責任者の同意を得た上で請求者に告知しなければならない。延長の期限は最長で 20 開庁日を超えてはならない。

行政機関が第三者及びその他の機関に意見を求めるために要する時間は、前項で定める期限に算入しない。

第 34 条

開示請求された政府情報が 2 以上の行政機関が共同で作成したものであるときは、作成を主導した政府機関が政府情報開示請求を接受した後、関係行政機関に意見を求めることができ、意見を求められた機関は、意見を求める書面を接受した日から 15 開庁日以内に意見を提出しなければならない。期限までに意見を提出しなかったときは、開示に同意したものとみなされる。

第 35 条

請求者が開示請求した政府情報の数量及び頻度が明らかに合理的な範囲を超えているときは、行政機関は、請求者に対し理由を説明するよう求めることができる。行政機関は、請求理由が合理的でないと認めるときは、請求者に対し処理しないことを告知する。行政機関は、請求理由が合理的であると認めるが、この条例第 33 条で定める期限までに請求者に回答することができないときは、請求者に告知した上で回答を合理的な期限まで延期することができる。

第 36 条

政府情報開示請求について、行政機関は、次の各号に掲げる状況に応じて、それぞれ回答を行う。

- (1) 開示請求された情報が既に自主的に公開されているときは、請求者に対し当該政府情報を取得する方法及び経路を告知する。
- (2) 開示請求された情報が開示できるときは、請求者に対し当該政府情報を提供し、又は、請求者に対し当該政府情報を取得する方法、経路及び時間を告知する。
- (3) 行政機関がこの条例の定めるところにより開示しないことを決定したときは、請求者に対し開示しないことを告知し、かつ、その理由を説明する。
- (4) 検索した結果、開示請求された情報が存在しなかったときは、請求者に対し当該政府情報が存在しないことを告知する。
- (5) 開示請求された情報が当該行政機関が公開に責任を負うものに属さないときは、請求者にその旨を告知し、かつ、その理由を説明する。当該政府情報の公開に責任を負う行

政機関が確定できたときは、請求者に対し当該行政機関の名称及び連絡先を告知する。

(6) 行政機関は、請求者が提出した政府情報開示請求に既に回答し、請求者が重複して同一の政府情報の開示請求を行ったときは、請求者に対し重複処理を行わないことを告知する。

(7) 開示請求された情報が商工業及び不動産に係る登記資料等の情報であって、情報の取得について関係する法律及び行政法規に特に定めがあるときは、請求者に対し、関係する法律及び行政法規の規定に基づいて処理することを告知する。

第 37 条

開示請求された情報の中に開示すべきでなく、又は政府情報に属さない内容が含まれるが、区分して処理することが可能であるときは、行政機関は、請求者に対し開示できる政府情報の内容を提供し、かつ、開示しない内容についてその理由を説明しなければならない。

第 38 条

行政機関が請求者に提供する情報は、既に作成され、又は取得された政府情報でなければならない。この条例第 37 条で定めるところにより区分して処理することができるものを除き、行政機関が現存する政府情報に加工及び分析を行う必要があるときは、行政機関は、これを提供しないことができる。

第 39 条

請求者が政府情報開示請求の形式により陳情、苦情申立て、告発等の活動を行ったときは、行政機関は、請求者に対し政府情報開示請求の処理を行わないことを告知しなければならない、かつ、相応の経路を通じてそれ⁽¹⁵⁾を提起するよう告知することができる。

請求者が提出した請求内容が行政機関に政府公報、新聞雑誌、書籍等の公刊された出版物の提供を求めるものであるときは、行政機関は、その取得方法を告知することができる。

第 40 条

行政機関が開示請求により政府情報を公開するときは、請求者の要求及び行政機関における政府情報の実際の保存状況に基づき、政府情報提供の具体的な形式を決定しなければならない。請求者の求める形式に基づいて政府情報を提供することが政府情報の媒体の安全を危うくするおそれがあり、又は公開コストが高くなりすぎるときは、電子データ及びその他の適当な形式で提供し、又は請求者に関係政府情報の閲覧若しくは書写を行わせることができる。

第 41 条

公民、法人又はその他の組織は、行政機関が提供した自身と関係する政府情報の記録が不正確であることを証明する証拠があるときは、行政機関に対し訂正を求めることができる。訂正する権限を有する行政機関は、それが事実であると確認したときは、訂正を行い、かつ、請求者に告知しなければならない。当該行政機関の所掌範囲に属さないときは、行政機関は、訂正権限を有する行政機関に処理を回付してその旨を請求者に告知し、又は請求者に対し訂正権限を有する行政機関に申し出るよう告知することができる。

第 42 条

行政機関は、開示請求により政府情報を提供するとき、費用を徴収しない。ただし、請求者が開示請求した政府情報の数量及び頻度が明らかに合理的な範囲を超えているときは、行

(15) 陳情、苦情申立て、告発等の活動を指す。

政機関は情報処理費を徴収することができる。

行政機関による情報処理費徴収に係る具体的な規則は、國務院物価主管部門が國務院財政部門及び全国の政府情報公開業務の主管部門と合同で定める。

第 43 条

政府情報の開示請求を行う公民に識字障害又は視聴覚障害があるときは、行政機関は、必要な支援を提供しなければならない。

第 44 条

多数の請求者が同じ政府情報について同一の行政機関に対し開示請求を行った場合であって、当該政府情報が開示できるものに属するときは、行政機関は、当該情報を自主的公開の範囲に含めることができる。

行政機関が開示請求により公開した政府情報について、公衆の利益の調整に関係し、公衆が広く知る必要があり、又は公衆が決定に参加する必要があると請求者が認めたときは、行政機関に対し当該情報を自主的公開の範囲に含めるよう提案することができる。行政機関は、審査を経て当該情報が自主的公開範囲に属すると認めたときは、速やかに自主的公開を行わなければならない。

第 45 条

行政機関は、政府情報開示請求の登録、審査、処理、回答及び記録保存に係る業務制度を構築・整備し、業務規範を強化しなければならない。

第 5 章 監督及び保障

第 46 条

各級人民政府は、政府情報公開業務に係る考課制度、社会評価制度及び責任追及制度を構築・整備し、定期的に政府情報公開業務に対する考課及び評価を行わなければならない。

第 47 条

政府情報公開業務主管部門は、政府情報公開業務に対する日常的指導及び監督・検査を強化し、要求に基づいて政府情報公開業務を行うことを怠った行政機関に対しては、是正督促又は批判通告処分を行わなければならない。責任を負う指導者及び直接の責任者の責任を追及する必要があるときは、法に従い権限を有する機関に対し責任追及処理提案を提出する。

公民、法人又はその他の組織は、行政機関がこの条例で定める要求に基づいて政府情報を自主的に公開することを怠り、又は政府情報開示請求に対し法に従って回答処理を行うことを怠ったときは、政府情報公開業務主管部門に申し出ることができる。政府情報公開業務主管部門は、それが事実であると証明されたときは、是正督促又は批判通告処分を行わなければならない。

第 48 条

政府情報公開業務主管部門は、行政機関の政府情報公開業務担当者に対し、定期的に研修を行わなければならない。

第 49 条

県級以上の人民政府の部門は、毎年 1 月 31 日までに当該級の政府情報公開業務主管部門に対し、当該行政機関の前年度の政府情報公開業務年度報告を提出し、かつ、社会に公表し

なければならない。

県級以上の地方人民政府の政府情報公開業務主管部門は、毎年3月31日までに当該級政府の前年度の政府情報公開業務年度報告を社会に公表しなければならない。

第50条

政府情報公開業務年度報告は、次の各号に掲げる内容を含まなければならない。

- (1) 行政機関による自主的な政府情報公開の状況
- (2) 行政機関による政府情報開示請求の受理処理状況
- (3) 政府情報公開業務に起因する行政不服審査の申立て及び行政訴訟の提起の状況
- (4) 政府情報公開業務に存在する主な問題及び改善状況、さらに、各級人民政府の政府情報公開業務年度報告においては、業務考課、社会評価及び責任追及結果の状況も含めなければならない。
- (5) その他報告が必要な事項

全国の政府情報公開業務の主管部門は、政府情報公開業務年度報告の統一書式を公表し、かつ、適時に更新しなければならない。

第51条

公民、法人又はその他の組織は、政府情報公開業務において自身の合法的権利利益が行政機関によって侵されたと認めるときは、1級上の行政機関又は政府情報公開業務主管部門に対し苦情申立て及び告発を行うことができ、法に基づいて行政不服審査の申立て又は行政訴訟の提起を行うこともできる。

第52条

行政機関がこの条例の規定に違反し、政府情報公開に関する制度及び仕組みの構築・整備を怠ったときは、1級上の行政機関が是正を命ずる。情状が重いときは、責任を負う指導者及び直接の責任者に対し、法に基づいて処分を行う。

第53条

行政機関がこの条例の規定に違反し、次の各号に掲げる状況のいずれかに該当するとき、1級上の行政機関が是正を命ずる。情状が重いときは、責任を負う指導者及び直接の責任者に対し、法に基づいて処分を行う。犯罪を構成するときは、法に基づいて刑事責任を追及する。

- (1) 法に基づいて政府情報公開の機能を遂行することを怠ったとき。
- (2) 公開している政府情報の内容、政府情報公開手引及び政府情報公開目録を速やかに更新しなかったとき。
- (3) その他この条例の規定に違反したとき。

第6章 附則

第54条

法令によって授権された公共事務管理機能を有する組織が行う政府情報公開については、この条例を適用する。

第55条

教育、公衆衛生、水供給、電力供給、ガス供給、熱供給、環境保護、公共交通等の人民大衆の利益と密接に関係する公共企業・事業体は、社会公共サービスを提供する過程において

作成し又は取得した情報を公開するときは、関係法令及び国務院の関係主管部門又は機構の規則に従わなければならない。全国の政府情報公開業務の主管部門は、実際の必要に応じて専門の規則を制定することができる。

前項で定める公共企業・事業体が関係法令及び国務院の関係主管部門又は機構の規則に従って社会公共サービスを提供する過程において作成し又は取得した情報を公開することを怠ったときは、公民、法人又はその他の組織は、関係主管部門又は機構に対し不服申立てを行うことができ、申立てを受けた部門又は機構は、速やかに調査及び処理を行い、かつ、処理結果を申立人に告知しなければならない。

第 56 条

この条例は、2019 年 5 月 15 日から施行する。

出典

・「中华人民共和国政府信息公开条例」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/government_public/content/2019-04/15/593_232616.html>

(おかむら しがこ)